

京都市元離宮二条城保存整備委員会規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第85号

京都市元離宮二条城保存整備委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市元離宮二条城保存整備委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(座長及び副座長)

第2条 委員会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員会委員（第4条第1項の規定により部会の構成員として市長が指名する委員以外の委員をいう。以下同じ。）の互選により定め、副座長は委員会委員のうちから座長が指名する。

3 座長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 座長及び副座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員会委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第3条 委員会は、座長が招集する。ただし、座長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 部会は、座長が指名する委員会委員及び部会の構成員として市長が指名する委員をもって組織する。

2 部会ごとに部会長を置く。

3 部会長は、委員会委員のうちから、座長が指名する。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、委員長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を委員会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化市民局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の委員会に相当する合議体の座長又は副座長である者は、それぞれこの規則の施行の日に委員会の座長又は副座長として定められたものとみなす。

3 前項の規定は、第4条第1項の規定による部会の委員の指名及び同条第3項の規定による部会長の指名について準用する。

(文化市民局元離宮二条城事務所)